

在宅高齢者 紙おむつ購入助成券 を交付



市は、紙おむつを必要とする重度の要介護者を在宅で介護している同居家族などに対し、その経済的負担の軽減を図るため、在宅高齢者紙おむつ購入助成券を交付しています。

交付枚数（1枚3千円分）

①4月から6月まで	25枚
②7月から9月まで	20枚
③10月から12月まで	15枚
④1月から3月まで	10枚

申請月が

申請月により交付枚数が異なります。

申請方法

宅で介護している同居家族で、申請時にその世帯が市民税非課税の場合に交付します。
※施設に入院・入所している期間などは使用できません。使用の事実がわかつた場合、助成額の一部または全額を返還していただきます。

印鑑を持参し、高齢者福祉課介護保険係または各支所保健福祉担当室へ在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付申請書を提出してください。(申請書は高齢者福祉課介護保険係・各支所・市内居宅介護支援事業所にあります。申請には居宅介護支援事業者などの確認印が必要です)

在宅高齢者の該当要件

- ①紙おむつを必要とする状態にある市民(市内に居住していること)
- ②申請時に要介護認定で要介護3・4または5と判定されている人

交付対象者

該当要件の①、②に該当する人在住

問い合わせ

高齢者福祉課介護保険係
☎ 0824-73-1167

安心・安全な毎日のために 火災が春に集中 たき火に注意

Relief security days

庄原消防署 ☎ 0824-72-9911
東城消防署 ☎ 08477-2-4005

身を守るために

庄原市の平成21年中の火災件数は39件で、その3分の2は3月から5月の春の季節に集中して発生しています。さらに、その半数以上は、枯れ草焼きや家庭ゴミの焼却中に、風にあおられて延焼拡大し火災になっています。

また、高齢者が消火作業中に顔や手足にやけどを負って、救急搬送されるケースが6件も発生しています。

枯れ草焼きなど、たき火からの火災を防ぎ、大切な身を守るため次のこととに注意してください。

火災を防ぐために

- 枯れ草などのある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと。
- たき火など、火気の使用中はその場所を離れず、使用後は完全に消火すること。
- 強風時や乾燥時には、たき火・火入れをしないこと。
- たばこは指定された場所で喫煙し、投げ捨てないこと。
- 吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと。



【平成22年山火事予防統一標語】

消さないで 小さな命の
帰る場所

- たき火などは炎がよく見える夕方から行い、炎から目を離さないこと。
- 一人で作業をしないこと。
- 燃え移りにくい衣服で作業をすること。

※火災とまぎらわしい煙、または火炎を発するおそれのある行為をする場合は、火事の誤認通報を防ぐために、お近くの消防署・出張所へ事前に届け出ましょう。